

# 廃棄物再生事業者登録申請の手引き

奈 良 県

令和 7 年 4 月 改正

## <目次>

|     |                                 |   |
|-----|---------------------------------|---|
| 1   | 登録制度の概要                         |   |
| (1) | 廃棄物再生事業者登録制度とは                  | 1 |
| (2) | 登録を受けると                         | 1 |
| (3) | 廃棄物の再生                          | 1 |
| (4) | 注意点                             | 1 |
| 2   | 登録基準                            |   |
| (1) | 施設に関する登録要件                      | 2 |
| (2) | 申請者に関する登録要件                     | 2 |
| 3   | 登録申請                            |   |
| (1) | 申請について                          | 3 |
| (2) | 提出書類                            | 4 |
| 4   | 登録後の留意事項                        |   |
| (1) | 登録を受けた後に必要な手続き等                 | 5 |
| (2) | 変更の届出                           | 5 |
| (3) | 変更の内容                           | 6 |
| 5   | 申請様式など                          |   |
|     | 第9号様式 廃棄物再生事業者登録申請書             |   |
|     | 第11号様式 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書        |   |
|     | 第12号様式 廃棄物再生事業者登録事業場廃止・休止・再開届出書 |   |
|     | 別紙1 事業計画の概要                     |   |
|     | 別紙2 業務経歴                        |   |
|     | 別紙3 資産に関する調書                    |   |
| 6   | 再生事業者登録に関する法令抜粋                 |   |

## 1 登録制度の概要

### (1) 廃棄物再生事業者登録制度とは

すでに廃棄物の再生を業として営んでいて、一定の基準に充足する事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」と表記）第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができるという制度です。

この制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる者について一定の基準を充足していることを要件とする登録制度を設けることにより、これらの事業を営んでいる者の資質の向上及び市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図る目的から、平成 3 年の法改正の際に設けられました。

### (2) 登録を受けると

「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いることができます。

### (3) 廃棄物の再生

廃棄物の「再生」とは、廃棄物を再び製品の原材料等にするために必要な操作を行うことをいいます。ただし、次のようなケースでは、廃棄物の再生を業として行っているとは見なされず、登録の対象とはなりません。

(例 1) 廃棄物の収集または運搬のみを業として営んでいるもの

(例 2) 収集した廃棄物を選別・異物除去などは行わずに、単に減容化する目的で圧縮梱包や破碎を行っている場合

(例 3) 一般的に有価で取引され、社会通念上廃棄物と目されないものを製品原材料等とするために必要な操作を行っている場合

### (4) 注意点

① 一般廃棄物処理業、特別管理一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可については、この登録により不要となるものではありません。

② 専ら再生利用の目的となる古紙、金属くず、空き瓶、古繊維の 4 品目以外の廃棄物について、この登録をする際には、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可等を登録前に取得していることが必要です。

③ 登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することはできません。  
この登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用した場合、法第 34 条の規定により、10 万円以下の過料に処せられます。

## 2 登録基準

### (1) 施設に関する登録要件

- ① 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散するおそれのない保管施設を有すること。
- ② 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。

| 廃棄物の種類 | 施設                            | 処理業の許可                                | 施設の設置許可                                |            |
|--------|-------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|------------|
| イ 古紙   | 古紙の再生に適する <u>梱包施設</u>         |                                       | <一般廃棄物><br>一日当たりの処理能力が5t以上である場合<br>→必要 | <産業廃棄物>    |
| ロ 金属くず | 金属くずの再生に適する <u>選別施設及び加工施設</u> |                                       |                                        |            |
| ハ 空き瓶  | 空き瓶の再生に適する <u>選別施設</u>        |                                       |                                        |            |
| ニ 古繊維  | 古繊維の再生に適する <u>裁断施設</u>        |                                       |                                        |            |
| ホ その他  | 当該廃棄物の再生に適する施設                | 必要<br>※一般廃棄物の場合、市町村からの処理委託契約という方法もある。 |                                        | 施設の種類により必要 |

- ③ 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。

### (2) 申請者に関する登録要件

- ① 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。  
申請書に添付の業務経歴書、決算報告書、納税証明書などにより確認します。
- ② その他事業を適正に行うことができる者であること。  
継続的に6か月以上再生物の売上実績があること。また、施設は原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。  
ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱います。(平成4年8月13日付け衛環第233号通知 参照)

### 3 登録申請

#### (1) 申請について

##### ① 登録手数料

40,000 円（令和 7 年 4 月現在）の奈良県収入証紙が必要になります。

奈良県収入証紙売りさばき場所

<https://www.pref.nara.jp/15533.htm>

##### ② 申請の窓口

**奈良県景観・環境総合センター**が、窓口になります。

なお、本社が他県にあっても、事業場が県内にある場合は対象となります。

##### ③ 審査、現地調査、登録

申請窓口にて、申請書を受理した後、書類審査と事業場に対する現地調査を行い、登録基準に適合しない場合を除き、登録を行います。

登録をした際は、登録証明書を交付します。登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはいけません。

～お問い合わせ先～

〒633-0062 桜井市栗殿 1000 番地

奈良県景観・環境総合センター TEL:0744-47-3805(直通)

(2) 提出書類

登録申請をされる場合は、次の書類(2部)を提出して下さい。

別途、登録手数料 40,000 円(県の収入証紙)が必要です。

| 連番  | 名 称                                          | 個人 | 法人 | 備考欄                                                  |
|-----|----------------------------------------------|----|----|------------------------------------------------------|
|     | 廃棄物再生事業者登録申請書(第9号様式)                         | ○  | ○  | 第9号様式                                                |
| 1   | 事業場の図面                                       | ○  | ○  | 付近見取り図・位置図など                                         |
| 2   | 事業計画の概要書                                     | ○  | ○  | 様式 別紙1                                               |
| 3   | 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図         | ○  | ○  | 施設の処理能力が分かる書類を添付すること。施設の構造等を明らかにするものであれば、カタログや写真でも可。 |
| 4   | 定款又は寄付行為及び<br>登記簿謄本(登記事項証明書)                 |    | ○  | 登記簿謄本は、発行後3ヶ月以内のもの。                                  |
| 5   | 住民票                                          | ○  |    | 発行後3ヶ月以内のもの。                                         |
| 6   | 業務経歴書                                        | ○  | ○  | 様式 別紙2                                               |
| 7   | その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類 |    |    |                                                      |
| (1) | 資産調書                                         | ○  |    | 様式 別紙3                                               |
| (2) | 直前1年の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)     |    | ○  |                                                      |
| (3) | 廃棄物処理業許可証等の写し、廃棄物処理施設設置許可証の写し等               | ○  | ○  | 処分業許可、廃棄物施設設置許可、市町村からの委託契約などがあれば添付                   |
| (4) | 金属くず業許可証の写し、古物商許可証の写し                        | ○  | ○  | 取得している場合は添付                                          |
| (5) | 事業の用に供する施設の使用権原を有する事が確認出来る書類                 | ○  | ○  | 土地の登記事項証明書又は使用権原を証する書類(賃貸借契約書等)                      |
| (6) | 再生事業の実績を証する書類                                | ○  | ○  | 再生物の売上伝票等の写し等(6か月以上)<br>※継続的に売上があること。                |
| (7) | 上記以外で知事が必要と認めた書類                             |    |    |                                                      |

#### 4 登録後の留意事項

(1) 登録を受けた後に必要な手続き等

登録再生事業者の方は、変更（次ページ参照）が生じた場合には、速やかに手続きを行ってください。必要な届出等を行わなかったときは、施行令第22条第2項の規定により、登録取消の対象となります。

(2) 登録内容の変更の届出

30日以内に登録廃棄物再生事業者登録事項変更届（第11号様式）と(4)の変更内容に応じて、変更事項を証明する書類を添付して、窓口へ届出してください（次ページ参照）。

また、変更の際、登録証明書の書換えを必要とする場合は、別途登録手数料500円の奈良県収入証紙が必要になります。

(3) 事業場の廃止、休止及び再開の届出

登録した事業場を廃止、休止したとき及び休止していた事業場を再開するときは、30日以内に廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止)(再開)届出書(第12号様式)を届出なければなりません。

また、事業場をすべて廃止したときは、登録証明書を返納して下さい。

※ なお、市町村からの委託契約が終了するなど、廃棄物の再生に係る事業の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届（第11号様式）または、廃止（休止）届（第12号様式）の届出をしてください。

(4) 変更届に必要な書類一覧

必要書類を以下の順に並べて提出して下さい（2部提出）。

|   | ※必要書類                                | 変更事項                                                 |    |                  |                   |                        |                                                  |
|---|--------------------------------------|------------------------------------------------------|----|------------------|-------------------|------------------------|--------------------------------------------------|
|   |                                      | 名称及び<br>住所変更<br>※ただし、人<br>格が変わる場<br>合は新規申請<br>となります。 |    | 法人<br>代表者<br>変 更 | 事業場<br>所在地<br>変 更 | 再生に<br>係る事<br>業の内<br>容 | 事業の用に<br>供する施設<br>の種類、数<br>量並びに構<br>造及び設備<br>の概要 |
|   |                                      | 個人                                                   | 法人 |                  |                   |                        |                                                  |
|   | 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書                    | ○                                                    | ○  | ○                | ○                 | ○                      | ○                                                |
| 1 | 事業場の図面                               |                                                      |    |                  | ○                 | ○                      | ○                                                |
| 2 | 事業計画の概要書                             |                                                      |    |                  |                   | ○                      | ○                                                |
| 3 | 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 |                                                      |    |                  | ○                 | ○                      | ○                                                |
| 4 | 定款又は寄付行為及び<br>登記簿謄本（登記事項証明書）         |                                                      | ○  | ○                |                   |                        |                                                  |
| 5 | 住民票                                  | ○                                                    |    |                  |                   |                        |                                                  |
| 6 | 廃棄物処理業許可証等の写し、廃棄物処理施設設置許可証の写し        |                                                      |    |                  | ○                 | ○                      | ○                                                |
| 7 | 事業の用に供する施設の使用権原を有する事が確認出来る書類         |                                                      |    |                  | ○                 |                        |                                                  |
| 8 | 再生事業の実績を証する書類                        |                                                      |    |                  |                   | ○                      |                                                  |

※ 必要書類の内容は p4 の提出書類に準ずる。

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） ー

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 17 条第 1 項の規定により、廃棄物再生事業者の登録について次のとおり申請します。

|                |                         |                           |
|----------------|-------------------------|---------------------------|
| 事務所の所在地        |                         |                           |
| 事業場の所在地        |                         |                           |
| 廃棄物の再生に係る事業の内容 |                         |                           |
| 事業の用に供する施設     | 種 類                     |                           |
|                | 数 量                     |                           |
|                | 構 造 及<br>び 設 備<br>の 概 要 | ※ ここに記載しきれない場合は別添にしてください。 |
| 経理的基礎に関する資料    |                         | ※ 直近の決算書類を添付してください。       |

## 添付書類

- 1 事業場の図面
- 2 事業計画の概要を記載した書類（別紙様式）
- 3 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 4 （法人である場合）定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 5 （個人である場合）住民票の写し
- 6 業務経歴を記載した書類（別紙様式）
- 7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類

## 手数料欄

ここに奈良県証紙４０，０００円を添付してください。

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） ー

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 20 条の規定により、廃棄物再生事業者の登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

|                  |       |       |           |
|------------------|-------|-------|-----------|
| 登 録 年 月 日        | 年 月 日 |       |           |
| 登 録 番 号          |       |       |           |
| 変 更 に 係 る<br>事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|                  |       |       |           |

廃止  
廃棄物再生事業者登録事業場休止届出書  
再開

年 月 日  
奈 良 県 知 事 殿  
住所（法人にあたっては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあたっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） —

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 21 条の規定により、廃棄物再生事業者の登録事項  
廃止  
の休止について、次のとおり届け出ます。  
再開

|               |                               |         |
|---------------|-------------------------------|---------|
| 登 録           | 年 月 日                         |         |
| 年 月 日         |                               |         |
| 登録番号          |                               |         |
| 事業場の<br>所 在 地 |                               |         |
| 廃 止           | (廃止の期日)<br>年 月 日              | (廃止の理由) |
| 休 止           | (休止の期間)<br>年 月 日から<br>年 月 日まで | (休止の理由) |
| 再 開           | (再開の期日)<br>年 月 日              | (再開の理由) |

（注）不用の文字は消してください。

## 事業計画の概要

|                 |               |            |                            |    |
|-----------------|---------------|------------|----------------------------|----|
| 再生の方法           | 〈フローを記入して下さい〉 |            |                            |    |
| 保管施設            | 面積            | 土地         | m <sup>2</sup>             |    |
|                 |               | 建物         | m <sup>2</sup>             |    |
| 運搬施設            | 種類            | 形式・メーカー名   | 最大積載量 (kg・m <sup>3</sup> ) | 台数 |
|                 |               |            |                            |    |
|                 |               |            |                            |    |
|                 |               |            |                            |    |
|                 | 台 数           |            |                            |    |
| 再生の用に供する施設      | 施設の種類         | メーカー名      | 処理能力 (t/時間)                | 台数 |
|                 |               |            |                            |    |
|                 |               |            |                            |    |
|                 |               |            |                            |    |
|                 |               |            |                            |    |
| 生活環境のために講じている措置 |               | 飛散・流出の防止措置 |                            |    |
|                 |               | 地下浸透の防止措置  |                            |    |
|                 |               | 悪臭発散の防止措置  |                            |    |

[別紙 1 - 2]

| ※1 廃棄物の種類 | 廃棄物の再生方法 | 収 集 品        |                   | 再 生 品        |                   |                   |
|-----------|----------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|-------------------|
|           |          | ※2 年間<br>収集量 | 主な排出元の<br>名称及び所在地 | ※3 年間<br>販売量 | 主な販売先の<br>名称及び所在地 | 再 生 品 の<br>種類・用途等 |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |
|           |          |              |                   |              |                   |                   |

※1 複数の廃棄物を再生する場合は、廃棄物の再生方法、種類ごとに分けて記入すること。

※2、3 年間収集量及び販売量は、年単位(概算)で記入し、必ず単位(t/年、m³/年)を記入すること。

[別紙 2]

## 業務經歷

[illegible]

資 産 に 関 す る 調 書

平成 年 月 日現在

| 資 産     | 価 格 (円) | 摘 要 |
|---------|---------|-----|
| 現 金 預 金 |         |     |
| 有 価 証 券 |         |     |
| 未 収 入 金 |         |     |
| 売 掛 金   |         |     |
| 受 取 手 形 |         |     |
| 土 地     |         |     |
| 建 物     |         |     |
| 車 両     |         |     |
| 備 品     |         |     |
| 権 利     |         |     |
| そ の 他   |         |     |
| 合 計     |         |     |

| 負 債     | 金 額 (円) | 摘 要 |
|---------|---------|-----|
| 借 入 金   |         |     |
| 未 払 金   |         |     |
| 預 り 金   |         |     |
| 前 受 金   |         |     |
| 買 掛 金   |         |     |
| 支 払 手 形 |         |     |
| そ の 他   |         |     |
| 合 計     |         |     |

※申請者が個人の場合のみ提出して下さい。

※「権利」とは営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいいます。

## 6 再生事業者登録に関する法令抜粋

### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

#### （廃棄物再生事業者）

第20条の2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

#### （罰則）

第34条 第20条の2第3項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、10万円以下の過料に処する。

### (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

#### （廃棄物再生事業者の登録）

第17条 法第20条の2第1項 に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、同項 の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
- 五 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料

2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

#### （登録）

第18条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第20条の2第1項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

#### （登録証明書）

第19条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。

#### （変更の届出）

第20条 登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、第17条第1

項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があつたときは、30日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（休廃止の届出）

第21条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第22条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第20条の2第1項 の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 二 前二条の規定による届出をしなかつたとき。

### （3） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

（廃棄物再生事業者の登録基準）

第16条の2 法第20条の2第1項 の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
  - イ 古紙の再生を行う場合にあっては、当該古紙の再生に適する梱包施設
  - ロ 金属くずの再生を行う場合にあっては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
  - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあっては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
  - ニ 古繊維の再生を行う場合にあっては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
  - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- 五 その他事業を適正に行うことができる者であること。

（廃棄物再生事業者の登録）

第16条の3 令第17条第2項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 四 個人である場合には、住民票の写し
- 五 業務経歴を記載した書類
- 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

（登録証明書）

第16条の4 都道府県知事は、令第19条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するもの

とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 登録の年月日及び登録番号

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について  
(平成4年8月13日付け衛環第232号 厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

## 第5 その他の事項

### 4 廃棄物再生事業者

- (1) 廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる者について一定の基準を充足していることを要件とする登録制度を設けることにより、これらの事業を営んでいる者の資質の向上及び市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的とするものであること。
- (2) 再生の対象となる廃棄物は一般廃棄物に限るものではなく、また、登録の対象となる事業者には、公益法人、事業協同組合等で定款又は寄付行為上再生に係る事業を行うことができるものも含まれること。なお、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可については、この登録を受けることによって不要となるものではないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について  
(平成4年8月13日付け衛環第233号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

## 第4 廃棄物再生事業者に関する事項

### 1 廃棄物再生事業者の登録基準等

- (1) 登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第16条の2第2号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあっても共通して必要な同条第1号に規定する保管施設及び同条第3号に規定する運搬施設であること。
- (2) 同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。
- (3) 同条第1号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいうこと。
- (4) 同条第1号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。
- (5) 同条第1号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。

- (6) 同条第1号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。
- (7) 同条第1号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設をいうこと。
- (8) 施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。
- (9) 経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。
- (10) 廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があった場合には、変更後も登録基準に適合することを確認すること。
- (11) 廃棄物再生事業者の登録について、金属くず回収業者から当該申請を受けた場合は、都道府県公安委員会とも必要に応じ連絡調整を図りつつ、適切に対応されたいこと。